

南阿蘇村商工会

■朝倉市災害ボランティア (村商工会青年部)

7月5日に筑後北部を中心に発生した記録的な豪雨により壊滅的な被害を受けた朝倉市。村商工会青年部は定例会議を開催し、今回発生した豪雨災害について協議し、朝倉市・東峰村などへの災害支援を決定しました。

7月23日、建設業を中心とした6名の青年部員が集まり、朝倉市へ重機を持ち込んで土砂の撤去作業などを行ないました。重機を持ち込んでからの土砂の撤去作業は非常に効率良く、人力に比べ百人力であったと現地の区長も驚いていました。

村商工会青年部の大津康伸部長は、「熊本地震時には全国各地から多大な支援をいただいた。こういう時こそ商工会青年部の底力を発揮したい」と話されました。

全国各地で相次ぐ豪雨災害。いつどこで発生してもおかしくない状況になっています。

村商工会青年部では、今後も出来る限りの支援を行なっていきたいと考えています。



■菊陽町夏祭り出店 (村商工会青年部)

8月5日(土)、菊陽町の杉並木公園にて開催された「第42回菊陽町夏祭り」に村商工会青年部が出店しました。

昨年、村への復興支援の一環として菊陽町商工会より出店依頼をいただき、あか牛の串焼きなどを販売しました。

昨年に引き続き、特別出店として許可をいただき、今年は、「菊陽町ありがとう!南阿蘇村は元気です!」を合言葉に感謝の想いを胸に出店させていただきました。

今年は、会場を訪れたお子さまに笑顔になってもらいたいとチユッパチャップスをプレゼントしたり、本村のファンを増やそうと50人限定で、復興Tシャツをプレゼントしました。

当日は台風の影響によりフィナーレの花火は中止となってしまいました。本村のパワーを伝えることが出来ました。

8月9日には「あそ望の郷くぎの夏祭り」に出店。勢いそのままに村商工会青年部パワーを発揮し、村の復興に繋げていくことが出来ればと考えています。



南阿蘇 消費者 相談室から Vol.53

携帯電話やパソコンなどに届くSMS(ショートメッセージサービス)などのうち、いわゆる「迷惑メール」が関連した相談が増えています。

【事例1】実在する事業者をかり、有料サイトなどの未納料金を請求された

スマートフォンに大手通販会社の名前で、有料サイトの料金が未納になっているとSMSが届いた。身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので、電話したところ、2年前に登録されており、無料期間終了後の料金19万円が未納になっていると言われた。不審に思ったが、保険を使って90%が返金されると言われ、コンビニでプリペイドカードを購入してカードの番号を相手に教えた。

【事例2】お金がもらえるというメールが来たが、手続き費用を払ってもお金が受け取れない
申し込んだ覚えがないが、数億円が当選したとのメールがスマートフォン

■巡回消費者相談日

9月12日(火) 役場 会議室

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く

フォンの何度も届くので、本当に当選したのかもしれないと思い、メールを返信した。当選金を受け取るには登録料として1万円がかかるが、後から当選金と一緒に返金されると言われ、プリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入しギフト券の番号を写真に撮って返信した。その後、受け取りの手数料や、銀行振込手数料と称して請求され、合計5万円支払った。

〈アドバイス〉

①実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合にも、絶対にメールなどに記載されている番号への電話や、URLをクリックしない。事業者の公式ホームページや問い合わせ窓口を調べて、メールなどを送っているか確認する。

②心当たりのない不審なメール・SMSが届いても開かず削除すること。反応してしまうと相手方に誘導されてしまう。記載されている連絡先には決して連絡しない。